

旭川市立緑新小学校

## 学校いじめ防止基本方針



令和6年4月15日策定

## 【目次】

はじめに

第1章 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	…	1
1 いじめ防止等の対策に関する基本理念		
2 市立学校の責務等	…	2
3 いじめの定義等	…	4
(1) 「いじめ」の定義	…	4
(2) いじめの内容	…	5
(3) いじめの要因	…	5
(4) いじめの解消	…	6
(5) いじめの重大事態	…	7
第2章 学校が実施するいじめ防止等の取組	…	8
1 本校のいじめの実態及び今年度の目標（指標）		
2 児童が主体となった取組の推進	…	8
3 いじめの防止等の対策のための組織の設置	…	9
(1) 学校いじめ対策組織の構成	…	9
(2) 学校いじめ対策組織の体制	…	9
(3) 学校いじめ対策組織の役割	…	10
4 いじめの防止	…	10
(1) いじめについての共通理解	…	10
(2) いじめに向かわない態度・能力の育成	…	11
(3) いじめが生まれる背景と指導上の注意	…	11
(4) 自己有用感や自己肯定感を育む指導の充実	…	11
5 いじめの早期発見	…	12
いじめ発見・見守りチェックシート	…	13
家庭用 子どもの様子チェックリスト	…	14

主な相談窓口	…	15
6 いじめへの迅速かつ適切な対応	…	16
(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応	…	16
(2) いじめを受けた児童及びその保護者への支援	…	16
(3) いじめを行った児童への指導及びその保護者への助言	…	17
(4) いじめが起きた集団への働きかけ	…	17
(5) 性に関わる事案への対応	…	17
(6) 関係児童生徒が複数の学校に在籍する事案への対応	…	17
7 いじめの解消	…	18
早期発見・事案対応マニュアル	…	19
いじめ事案対応フロー	…	20
8 家庭や地域、団体との連携	…	21
9 関係機関等との連携	…	21
いじめ等に関する相談対応フロー	…	22
10 重大事態への対応	…	23
(1) 重大事態の発生と緊急対応	…	23
(2) 学校による調査	…	23
(3) 不登校重大事態に係る対応	…	25
11 学校いじめ防止基本方針の見直しと公表	…	26
12 学校いじめ防止プログラム	…	26

## はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

こうした基本認識に立ち、本校では、全ての児童がいじめを絶対に許さず、良好な人間関係のもと、お互いのよさを認め合い、日々の学習や活動に意欲的に取り組むことができるよう、全教職員が一致協力して「いじめのない明るく楽しい学校づくり」を目指し、いじめの防止と対処に努めてきたところです。

旭川市のいじめ対策としては、令和5年6月30日に「旭川市いじめ防止対策推進条例（以下「条例」という。）が制定されました。本校でも高学年を中心に条例に関する学習を行い、条例はどんなものなのか、また、条例にある心構えを踏まえて自分自身にできることを考えてさらにいじめに対する理解を深めました。さらに令和6年2月には旭川市いじめ防止基本方針（以下「市基本方針」という。）の改定もされました。今まで以上に学校と教育委員会、旭川市のいじめ対策推進部が一体となっていじめ防止のための対策が進められていきます。

いじめの問題は、人間関係のもつれ等に起因しているため、児童や教職員、保護者等がよりよい関係をどう築いていくかということを経営の基軸に据え、家庭や地域と連携し、学校を取り巻く全ての人の心が通い合う教育の充実を図ることが大切です。

そのため、本校においては、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための「学校いじめ防止基本方針」を策定するとともに、学校いじめ対策組織を設置し、いじめの防止に向けた取組の充実と適切で迅速な対処に努めます。

## 第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

### 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

旭川市では、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）における基本理念を踏まえ、条例第3条において、いじめの防止等の対策に関する基本理念が次のとおり定められています。

- いじめの防止等のための対策は、いじめが、いじめを受けた児童生徒の尊厳を傷つける行為かつ重大な人権侵害であるとの認識の下、全ての児童生徒が安心して生活し、及び学ぶことができるようにし、並びに学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

- いじめの防止等のための対策は、全ての児童生徒がいじめを行わず、他の児童生徒に対して行われるいじめを知りながら見て見ぬふりをせず、いじめの防止のために主体的に行動できるようにするため、児童生徒のいじめの問題に関する理解を深めることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、学校、保護者、市民等及び関係機関の連携の下、当該児童生徒が苦痛を感じている状況を積極的に捉え、速やかに対応するとともに、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

本校では、本基本理念を踏まえ、いじめは、全ての児童に関係する問題として捉えています。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならないことを理念に掲げます。また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを全教職員が共通して取り組みます。加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、市、教育委員会、家庭、地域住民、その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行っています。

## 2 市立学校の責務等

旭川市においては、条例により、市立学校の責務が次のとおり定められています。

### 第5条 市立学校の責務

市立学校は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第22条に規定する組織を置くとともに、基本理念にのっとり、当該市立学校全体でいじめの防止等に取り組む責務を有する。

2 市立学校は、在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、法第22条に規定する組織において、迅速かつ適切に対処する責務を有する。

3 市立学校は、市長が実施するいじめの防止等のための対策に協力するものとする。

本校は、条例5条の規定を踏まえ、市長が実施するいじめ防止等のための対策に協力しつつ、いじめ対策推進チームを組織し、チーム内で検討したいじめ防止策や対処法などについては全教職員で共有し、学校全体でいじめ防止に取り組んでいきます。

また、条例では、保護者の責務、児童生徒の心構え及び市民等の役割についても、次のとおり定められています。

#### 第6条 保護者の責務

保護者は、その保護する児童生徒がいじめを行うことのないよう、当該児童生徒に対し、他の児童生徒に対する思いやりその他の倫理観を養うために必要な指導を行うよう努めるものとする。

- 2 保護者は、その保護する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切に当該児童生徒をいじめから保護するとともに、学校、市又は関係機関に相談するよう努めるものとする。
- 3 保護者は、市及び学校が行ういじめの防止等のための対策に協力するよう努めるものとする。

#### 第7条 児童生徒の心構え

児童生徒は、互いの人権を尊重し、他の児童生徒に対して思いやりを持って接するよう努めるものとする。

- 2 児童生徒は、いじめが、いじめを受けた児童生徒の尊厳を傷つける行為かつ重大な人権侵害であること及び他の児童生徒に対して決して行ってはならないことを理解し、いじめの防止に主体的に取り組むよう努めるものとする。
- 3 児童生徒は、いじめを受けたと思われるとき、又は他の児童生徒がいじめを受けているとき、若しくはいじめを受けていると思われるときは、速やかに、学校、保護者、市又は関係機関に相談するよう努めるものとする。

#### 第8条 市民等の役割

市民等は、基本理念にのっとり、児童生徒に対する見守り、声かけ等を行うなど、児童生徒と触れ合う機会を大切にできるよう努めるものとする。

- 2 市民等は、児童生徒がいじめを受けているとき、又はいじめを受けていると思われるときは、速やかに、市、学校又は関係機関に相談又は通報を行うよう努めるものとする。

本校は、保護者や児童、地域の方々にもこの学校いじめ防止基本方針について広く知らせ、理解を得た上で、必要な情報を共有しながら連携していじめの未然防止や認知されたいじめの解消に向けて取り組んでいきます。

### 3 いじめの定義等

#### (1) 「いじめ」の定義

条例では、「いじめ」をはじめとする用語について定義されています。

「いじめ」については、法第2条における定義と同内容であり、いじめを受けた児童生徒の主観を重視した定義となっています。

##### 第2条 定義

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

##### (1) いじめ

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめを理解するに当たっては、次のことに留意します。

- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめを受けた児童の立場に立って行う。
- 法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることがないように努める。例えば、いじめを受けた児童の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」、「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定する児童生徒がいることが考えられる。このことから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童や周辺状況等を踏まえ、法の定義に基づき判断し、対応する。
- インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該児童が心身の苦痛を感じていない場合も、いじめと同様に対応する。
- 児童の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや、多くの児童が被害児童としてだけでなく、加害児童としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応する。
- 軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害児童が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、いじめという言葉を使わず指導するなど、状況に応じ、柔軟に対応する。ただし、これらの場合であっても、いじめに該当するため、事案を法第22条及び条例第5条に規定する組織（以下「学校いじめ対策組織」という。）で情報共有して対応する。

- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。日頃からグループ内で行われているとして、けんかやふざけ合いを軽く考え、気付いていながら見逃してしまうことがないように、ささいに見える行為でも、表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応する。
- 児童が互いの違いを認め合い、支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、学校として特別な配慮を必要とする児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

## (2) いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。など

これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれるため、教育的な配慮やいじめを受けた児童の意向を十分に配慮した上で、児童の命や安全を守ることを最優先に、早期に警察に相談・通報を行い適切な援助を求め対応するとともに、生徒指導連絡協議会（生徒補導連絡協会）等を活用し、日頃から緊密に連携できる体制を構築します。

また、嫌がらせなどの「暴力を伴わないいじめ」であっても、繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」と同様、生命、身体に重大な危険を生じさせる場合があることに留意します。

## (3) いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次のことに留意します。



- いじめは、児童同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得る。
- いじめは、単に児童だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の構造等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりする。
- いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）、②集団内の異質な者への嫌悪感情、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤金銭などを得たいという意識、⑥被害者となることへの回避感情などが挙げられる。
- 一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりや、児童の人間関係をしっかりと把握し、全ての児童が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- 児童の発達の段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ児童生徒」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、多様性を認め互いに支え合うことができず、いじめが起こり得る。

#### (4) いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、必要に応じ、いじめを受けた児童といじめを行った児童との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

##### ア いじめの行為が止んでいること

いじめを受けた児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

##### イ いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめの行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

いじめの解消に当たっては、次のことに留意します。

- アの要件の「相当の期間」については少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性から更に長期の期間が必要であると判断する場合は、この目安に関わらず、教育委員会又は学校の判断により、より長期の期間を設定する。
- 教職員は相当の期間が経過するまでは、いじめを受けた児童を守り通すとともにいじめを受けた児童といじめを行った児童の様子や周りの児童との関わり方などに注視して、見守っていく。
- 行為が止んでない場合は、いじめや行為をすぐに止めさせ、必要な処置を講じ、改めて、相当の期間を設定して状況を注視していく。
- イの要件に関しては、いじめを受けた児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。
- いじめが解消に至るまでいじめを受けた児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。
- 解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることから、いじめを受けた児童及びいじめを行った児童、関係している児童などを日常的に注意深く観察すること。

## (5) いじめの重大事態

重大事態とは、法第28条第1項により次のとおり規定されています。

ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

アの生命、心身又は財産に重大な被害については、

- ・ 児童が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合 などが該当します。

イの相当の期間については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としますが、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に対応します。

## 第2章 学校が実施するいじめの防止等の取組

### 1 本校のいじめの実態及び今年度の目標（指標）

令和5年度の緑新小学校におけるいじめの実態としては、3月末までに230件認知し185件解消しました。未だ解消に至っていない45件については、「いじめの行為については止んでいるが相当の期間の見守りを続けている事案」として、当事者はもちろん保護者と連携を図りながら解消に向けて取り組んでいます。また「いじめはどんなことがあっても許されない。」と解答した児童の割合は100%でした。いじめに関する学習や呼びかけを根気強く行ってきた結果、児童のいじめに対する意識の高まりを感じています。一方で「嫌な思いをしたとき、誰にも相談しない。」と回答した児童は、3回のアンケートを平均すると18名程度いることが分かりました。

それを受けて令和6年度は、たとえいじめの認知件数が増えたとしても、解消率を100%に近づけられるよう適切に対応するとともに、未然防止や早期発見など、全教職員の連携を密にし、見逃しや報告遅れのないようPDCAサイクルによる検証・改善を充実していきたいと考えています。

また、「誰にも相談しない。」と答えた子も一定数いることから、学校が相談しやすい場になるように努めていくとともに、定期的なストレクチェックや教育相談などを通して子どもたちの些細なサインにも気付いていけるように取り組んでいきます。

### 2 児童が主体となった取組の推進

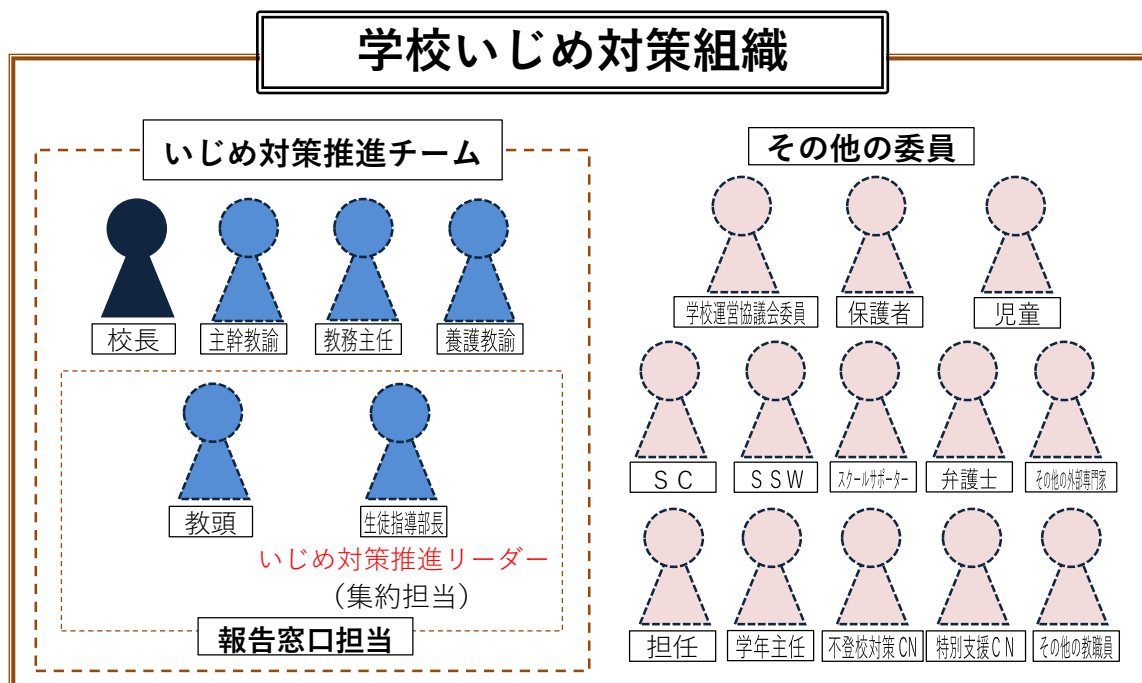
令和5年度には主に以下の3つの取組について推進してきました。

- ① 学校いじめ防止基本方針（児童版）の策定と基本方針についての学習
  - ・児童一人一人が『緑新小学校いじめなくそう宣言』について考え、いじめを自分事として捉える場面の設定をした。
- ② 緑が丘中学校でのピンクTシャツ活動への協力
  - ・中学生が主体となって取り組んでいるいじめ防止活動の様子を聞き、中学生が作成したいじめ防止のためのポスターを受け取った。ポスターや取組の様子を児童会活動を通して全校児童に紹介し、中学校と協力していじめ防止に取り組んでいく意識を高めた。
- ③ いじめ防止標語の募集と紹介、掲示活動
  - ・児童会活動の中で「いじめ防止標語」を全学級から募集した。各学級では標語について検討する時間を設け、決定した標語を画用紙に書いて掲示した。児童会では標語について紹介するビデオを作成し、集まった標語について紹介した。

令和6年度についても児童が主体となった取組を推進していくように計画しています。

### 3 いじめの防止等の対策のための組織の設置

#### (1) 学校いじめ対策組織の構成



#### (2) 学校いじめ対策組織の体制

本校では、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さず、原則としてその全てを報告窓口担当者である生徒指導部長か教頭に速やかに報告する体制を整えています。担任が一人で抱え込み、対応不要であると個人で判断することがないように、児童や保護者からの訴えや児童間での言い合いなどに対しても相談や報告の場を経て、複数で対応できるようにしています。

特にいじめが疑われる情報があったときには、「いじめ対策推進チーム」による緊急会議を開き、聞き取りを含めた対処プランについて検討します。よりスピーディーな対応が児童の不安を取り除くことにつながるため、時にはチームの全員が揃わない場合にも機動的に対応できるような体制を作っています。

また、「いじめ対策推進チーム」で話し合われた内容については、児童ごとと事案ごとに整理して記録しています。必要な情報を全教職員で共有し、関係している一部の教員だけではなく全教職員で対応できるようにしています。児童の進学、進級、転学の場合にも適切に引き継いだり、情報提供したりできるように整えています。

### (3) 学校いじめ対策組織の役割

本校では、いじめ対策組織の役割を以下のように考えています。

- ① 未然防止
  - ・いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり
- ② 早期発見・事案対処
  - ア) いじめの相談・通報を受け付ける窓口
  - イ) いじめの早期発見・事案対処のための、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
  - ウ) いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩みを含む）があったときには緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断
  - エ) いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応の組織的な実施主体
- ③ 学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組
  - ア) 本基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証、修正
  - イ) いじめの防止等に係る校内研修の企画、計画的な実施
  - ウ) 本基本方針が本校の実情に即して適切に機能しているかについての点検の実施と見直し
  - エ) 「いじめ対策推進チーム」による定例会議を月 1 回以上開催し、その会議の内容を記録し、整理・保管する役割

## 4 いじめの防止

### (1) いじめについての共通理解

○いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点について、職員会議や校内研修において周知し、平素から教職員全員の共通理解を図ります。

○いじめの未然防止に向けた授業を行うとともに、児童用「学校いじめ防止基本方針」を作成し、学校いじめ対策組織の存在や取組について、児童が容易に理解できるような取組を進めます。

○全校集会や児童会活動、学級活動などにおいて日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人権侵害であり人間として絶対に許されない」という雰囲気や学校全体に醸成していきます。

○いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるため、教職員への研修、児童への指導、保護者への啓発に計画的に取り組みます。

## (2) いじめに向かわない態度・能力の育成

- 教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実や、読書活動・体験活動などの推進などにより、児童の社会性をはぐくむ取組を進めます。
- 幅広い社会体験、生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養うとともに、自分の存在と他者の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を育てます。
- 人権教育プログラムを実施し、友達の願いや思いを共感的に受け止めることのできるゆたかな感性や仲間とともに問題を主体的に理解していこうとする実践的な態度の育成を行います。
- 友達との違いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てます。
- インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるよう、児童の発達段階に応じた「情報モラル教育」の充実と啓発に取り組みます。

## (3) いじめが生まれる背景と指導上の注意

- いじめの加害の背景には、人間関係のストレスをはじめ、学習の状況等が関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感がストレスにならないよう、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりに努めます。
- 教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷付けたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払います。

## (4) 自己有用感や自己肯定感を育む指導の充実

- 教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感ずることができる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感を高めるよう努めます。
- 自己肯定感が高まるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会を設けるなどの工夫に努めます。
- 自己有用感や自己肯定感、社会性などは、発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ、小・中学校間で連携した取組を進めます。
  - ※1 自己有用感…他者との関係の中で「自分は役に立っている」など、自らの存在を価値あるものと受け止められる感情
  - ※2 自己肯定感…「自分はよいところがある」、「自分は〇〇ができる」など、自らを積極的に評価できる感情

## 5 いじめの早期発見

- 学校は、いじめが大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、たとえ、ささいな兆候であっても、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを軽視することなく、積極的に認知します。
- 日常の観察やふれあい活動、定期的なアンケート調査、「いじめ発見・見守りチェックシート」の活用、教育相談の実施などにより、いじめの早期発見に努めるとともに、児童が日頃から相談しやすい雰囲気をつくります。
- 定期的にストレスチェックを実施し、これまでのアンケート項目では認知できなかった精神的な苦痛も含めて早期に発見できるようにしていきます。
- 児童及び保護者に保健室（養護教諭）や相談室（スクールカウンセラー等）の利用や関係機関等の電話相談窓口について周知し、いじめについて相談しやすい体制を整備します。

# いじめ発見・見守りチェックシート

年 組 記入者 【記入日 月 日】

次の項目に該当する生徒がいる場合は、横に名前を記載してください。

## 日常の行動や様子等

生徒氏名

- 遅刻・欠席・早退が増えた。…………… [ ]
- 保健室などで過ごす時間が増えた。又は、すぐに保健室に行きたがる。…………… [ ]
- 用もないのに職員室や保健室の付近でよく見かける。又は、訪問する。…………… [ ]
- 教職員のそばにいたがる。…………… [ ]
- 登校時に、体の不調を訴える。…………… [ ]
- 休み時間に一人で過ごすことが多い。…………… [ ]
- 交友関係が変わった。…………… [ ]
- 他の子の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたりする。…………… [ ]
- 表情が暗く（さえず）、元気がない。…………… [ ]
- 視線をそらし、合わそうとしない。…………… [ ]
- 衣服の汚れや傷み等が見られる。…………… [ ]
- 持ち物や掲示物等にいたずらされたり、落書きされたり、隠されたりする。…………… [ ]
- 体に擦り傷やあざができてることがある。…………… [ ]
- けがをしている理由を曖昧にする。…………… [ ]

## 授業や給食の様子

生徒氏名

- 教室にいつも遅れて入ってくる。…………… [ ]
- 学習意欲が減退したり、忘れ物が増えたりしている。…………… [ ]
- 発言したり、褒められたりすると冷やかしやからかいがある。…………… [ ]
- グループ編成の際に、所属グループが決まらず孤立する。…………… [ ]
- グループを編成すると机を離されたり避けられたりする。…………… [ ]
- 食事の量が減ったり、食べなかったりする。…………… [ ]

## 清掃や放課後の様子

生徒氏名

- 清掃時間に一人だけ離れて掃除している。…………… [ ]
- ゴミ捨てなど、人の嫌がる仕事をいつもしている。…………… [ ]
- 一人で下校することが多い。…………… [ ]
- 一人で部活動の準備や後片付けをしている。…………… [ ]
- 部活動を休み始め、急に部活動を辞めたいなどと言い出す。…………… [ ]
- 部活動の話題を避ける。…………… [ ]



## 家庭用 子どもの様子チェックリスト

子どもの中には、家族に心配をかけたくないという思いから、いじめられていることを打ち明けられないお子さんもいます。しかし、必ずと言ってよいほど兆候が見られます。いじめを早期に発見するため、次の項目を参考にチェックしてみてください。

### 登校するまでの様子

- 朝、なかなか起きてこない。
- いつもと違って、朝食を食べようとしない。
- 疲れた表情をしている。ぼんやりとしている。ふさぎこんでいる。
- 登校時間が近づくと、頭痛や腹痛、発熱、吐き気など体調不良を訴えて登校を渋る。
- 友達の荷物を持たされている。
- 一人で登校（下校）するようになる。遠回りをして登校（下校）するようになる。
- 途中で家に戻ってくる。

### 日常における家庭生活の変化

- 服の汚れや破れ、身体にあざや擦り傷があっても理由を言いたがらない。
- すぐに自分の部屋に駆け込み、なかなか出てこない。外出したがらない。
- いつもより帰宅が遅い。
- 電話に出たがらない。
- お金の使い方が荒くなったり、無断で家から持ち出すようになったりする。
- 成績が下がり、書く文字の筆圧が弱くなる。
- 食欲がなくなる。ため息をつくことが多くなる。なかなか寝付けない。

### 持ち物の変化

- 持ち物などが壊されている。道具や持ち物に落書きがある。
- 学用品や持ち物がなくなっていく。買い与えた覚えのない品物を持っている。

### 友人関係の変化

- 遊んでいる際、友達から横柄な態度をとられている。友達に横柄な態度をとる。
- 友達の話をしなくなったり、いつも遊んでいた友達と遊ばなくなったりする。
- 友達から頻繁に電話がかかってきて外出が増える。メールや SNS などを気にする。
- いじめの話をするとう強く否定する。

### 家族との関係の変化

- 親と視線を合わせない。
- 家族と話をしなくなる。学校の話をしなくなるようになる。
- 親への反抗や弟や妹をいじめる、ペットや物にやつあたりする。

お子さんの様子について気になることがありましたら、教職員にお知らせください。スクールカウンセラーに相談することもできます。遠慮なくご連絡ください。

旭川市立緑新小学校

電話 0166-65-0735

## おも そうだんまどぐち 主な相談窓口

### ◆旭川市子どもSOS電話相談（いじめ・不登校）

＜電話番号＞ 0120-126-744（いじめなしよ）  
＜受付時間＞ 平日 8:45～17:15（祝日、年末年始を除く）

### ◆少年サポートセンター「少年相談110番」（北海道警察）

＜電話番号＞ 0120-677-110  
＜受付時間＞ 平日 8:45～17:30

### ◆子どもの人権110番（旭川地方法務局）

＜電話番号＞ 0120-007-110（ゼロゼロなな の ひゃくとおばん）  
＜受付時間＞ 平日 8:30～17:15

### ◆旭川法務少年支援センター（旭川少年鑑別所）

＜電話番号＞ 0166-31-5511  
＜受付時間＞ 平日 9:00～17:00

### ◆法テラス旭川

＜電話番号＞ 050-3383-5566  
＜受付時間＞ 平日 9:00～17:00

### ◆上川教育局相談電話

＜電話番号＞ 0166-46-5243  
＜受付時間＞ 平日 8:45～17:30

### ◆子ども相談支援センター（北海道教育委員会）

＜電話番号＞ 0120-3882-56  
0120-0-78310（24時間子供SOSダイヤル）  
＜受付時間＞ 毎日24時間  
＜メール相談＞ sodan-center@hokkaido-c.ed.jp

### ◆おなやみポスト（北海道教育委員会）

＜Web サイト＞ <https://www2.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/kodomo-sos/>



### ◆北海道いのちの電話（社会福祉法人北海道いのちの電話）

＜電話番号＞ 011-231-4343  
＜受付時間＞ 毎日24時間

### ◆性暴力被害者支援センター北海道【SACRACH さくらこ】（北海道・札幌市）

＜電話番号＞ 050-3786-0799 または #8891  
＜受付時間＞ 平日10:00～20:00（土日祝、12/29～1/3除く）  
＜メール相談＞ sacrach20191101@leaf.ocn.ne.jp

◆スクールカウンセラーへの相談も受け付けています。

## 6 いじめへの迅速かつ適切な対処

### (1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その行為を止めさせます。
- いじめられた児童やいじめを知らせてくれた児童の安全を確保します。対策組織の計画に基づき、日常の観察や「いじめ発見・見守りチェックシート」の活用など、いじめの再発や新たないじめが起きないように見守ります。
- 発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、「学校いじめ対策組織」に直ちに情報を共有します。その後はいじめ対策推進チームが中心となり、速やかに関係児童から情報を聴き取るなどして、いじめの事案の有無の確認をします。いじめと認知した場合は対処プランを決定し、いじめの解消に至るまで組織的かつ継続的に支援や指導を行います。
- 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察等関係機関と連携し、適切な援助を求めます。
- いじめ事案やいじめと疑われるような事案についてはいじめを受けたとされる児童といじめ行為をした児童の両方の保護者に連絡します。また、旭川市教育委員会にも報告し、適切な指導助言や支援を求めます。
- インターネットや SNS 等に不適切な書き込みを発見した場合は、保護者との協力、連携の下、速やかに削除を求めたり、必要に応じて関係機関に適切な援助を求めます。

### (2) いじめを受けた児童及びその保護者への支援

- いじめを受けた児童から事実関係の確認を迅速に行い、家庭訪問等により、その日のうちに当該保護者に事実関係を伝えます。
- いじめを受けた児童の不安をできる限り除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、見守りを行うなど、いじめを受けた児童の安全を確保します。
- いじめを受けた児童が安心して学校生活を送れるようにするための支援策について、丁寧に説明します。また、学校での様子や支援策に取り組んだ結果についても定期的に連絡します。
- 必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールサポーターなど外部専門家の協力を得て対応します。

### (3) いじめを行った児童への指導及びその保護者への助言

- いじめを行ったとされる児童からも事実関係の確認を行い、いじめがあったことが確認された場合、いじめを止めさせ、その再発を防止します。
- いじめを行った児童への指導では、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚できるようにします。
- いじめを行った児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に向けた指導を行います。
- いじめを行った児童に対して指導する際には、いじめを行った児童が行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で指導を行います。
- 事実関係の確認後、当該保護者に連絡し、以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な助言を行います。

### (4) いじめが起きた集団への働きかけ

- いじめを傍観していた児童に、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできない場合でも、誰かに知らせる勇気をもつよう伝えます。
- はやしたてるなど同調していた児童に対して、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させ、適切な指導にあたります。
- 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという意識を深めます。

### (5) 性に関わる事案への対応

- 他の事案と同様に、学校いじめ対策組織において、組織的にいじめであるか否かの判断を行うとともに、児童生徒のプライバシーに配慮した対応を行います。
- 事案の対応に当たっては、管理職や関係教職員、養護教諭等によるチームを編成し、児童生徒に対して同性の教職員や話しやすい教職員が対応するなど、適切な役割分担を行います。
- 事案に応じて、スクールカウンセラーを含めたチームで対応するとともに、医療機関や警察等の関係機関との連携を図ります。
- チーム内のみで詳細な情報を共有し、情報管理の徹底に努めます。

### (6) 関係児童生徒が複数の学校に在籍する事案への対応

- 学校間で対応の方針や具体的な指導方法等に差異が生じないよう、教育委員会が窓口となり、各学校との緊密な連携の下、対応への指導・助言を行うとともに、学校相互間の連携協力を促します。

## 7 いじめの解消

### (1) いじめが「解消している」状態

単に謝罪をもって安易に解消とせず、次の2つの要件が満たされている場合、解消と判断します。

ア) いじめられた児童へのいじめとされた行為が、目安として少なくとも3か月止んでいる状態が、継続していること。

イ) いじめられた児童本人及びその保護者に対し、面談等を行った結果、いじめられた児童が、心身の苦痛を感じていないと認められること。

### (2) 観察の継続

○いじめが「解消している」状態とは、あくまでも一つの段階に過ぎないため、いじめが再発する可能性があり得ることを踏まえ、「いじめ発見・見守りチェックシート」を活用するなど、児童や学級等の観察を注意深く続けます。

○いじめが解消していない段階では、いじめを受けた児童を徹底的に守り通し、安全・安心を確保します。

# 早期発見・事案対処マニュアル

## 【いじめの把握・報告】

### <いじめの把握>

- いじめを受けた児童や保護者
- 学級担任
- アンケート調査や教育相談
- 学校以外の関係機関や地域住民
- 周囲の児童生徒や保護者
- 養護教諭等学級担任以外の教職員
- スクールカウンセラー（SC）
- その他

### <いじめの報告>

- 把握者 → 報告窓口 → 集約担当 → 校長・教頭

## いじめ対策組織（対策チーム）会議の速やかな開催

## 【事実確認及び指導方針等の決定（いじめ対策組織会議）】

- 事実関係の把握
- 「いじめ対処プラン」の作成（指導方針、指導方法、役割分担等の決定）
- 全教職員による共通理解
- いじめ認知の判断
- SCや関係機関等との連携の検討

## 【いじめ対策組織による対処】

- いじめを受けた児童生徒及び保護者への支援
- 周囲の児童生徒への指導
- 関係機関（教育委員会、いじめ防止対策推進部、警察等）との連携
- いじめを行った児童生徒及び保護者への指導助言
- SCなどによる心のケア

	いじめを受けた児童生徒	いじめを行った児童生徒	周囲の児童生徒
学校	<input type="checkbox"/> 組織体制を整え、いじめを止めさせ、安全の確保及び再発を防止し、徹底して守り通す。 <input type="checkbox"/> いじめの解消の要件に基づき、対策組織で継続して注視するとともに、自尊感情を高める等、心のケアと支援に努める。	<input type="checkbox"/> いじめは、他者の人権を侵す行為であり、絶対に許されない行為であることを自覚させるなど、謝罪の気持ちを醸成させる。 <input type="checkbox"/> 不満やストレスを克服する力を身に付けさせるなど、いじめに向かうことのないよう支援する。	<input type="checkbox"/> いじめを傍観したり、はやし立てたりする行為は許されないことや、発見したら周囲の大人に知らせることの大切さに気付かせる。 <input type="checkbox"/> 自分の問題として捉え、いじめをなくすため、よりよい学級や集団をつくることの大切さを自覚させる。
家庭	<input type="checkbox"/> 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に事実関係を説明する。 <input type="checkbox"/> 今後の指導の方針及び具体的な手立て、対処の取組について説明する。	<input type="checkbox"/> 迅速に事実関係を説明し、家庭における指導を要請する。 <input type="checkbox"/> 保護者と連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。	<input type="checkbox"/> いじめを受けた児童生徒及び保護者の意向を確認し、教育的配慮の下、個人情報に留意しながら、必要に応じて今後の対応等について協力を求める。

- 一定期間（3か月以上）経過後、解消の判断 ※解消とならない場合、対処プラ

## 【再発防止に向けた取組】

- 原因の詳細な分析
- 事実の整理、指導方針の再確認
- スクールカウンセラーなどの専門家等の活用

- 学校体制の改善・充実
- 生徒指導体制の点検・改善
- 教育相談体制の強化
- 児童生徒理解研修や事例研究等、実践的な校内研修の実施

- 教育内容及び指導方法の改善・充実
- 児童生徒の居場所づくり、絆づくりなど、学年・学級経営の一層の充実
- 人権に関する教育や道徳教育の充実等、児童生徒の豊かな心を育てる指導の工夫
- 分かる授業の展開や認め励まし伸ばす指導、自己有用感を高める指導など、授業改善の取組

- 家庭、地域との連携強化
- 学校いじめ防止基本方針や、いじめの防止等の考え方や取組等の情報提供や教育活動の積極的な公開
- 学校評価を通じた学校運営協議会等によるいじめの問題の取組状況や達成状況の評価
- 児童生徒のPTA活動や地域行事への積極的な参加による豊かな心の醸成

# いじめ事案対応フロー



## 8 家庭や地域、団体との連携

学校は、家庭や地域、団体と連携して、いじめの防止等に関する取組を実施します。

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム）の作成・実施・検証・修正に当たっては、保護者や児童の代表、地域住民などの参画を得て進めるよう努める。
- 学校いじめ防止基本方針を学校のホームページに掲載したり、参観日の懇談の際に説明したりするなど、本校のいじめ対応について理解を得て、協力の呼びかけを行う。

## 9 関係機関等との連携

学校は、関係機関と連携して、いじめの防止等に関する取組を実施します。

- いじめ行為のうち、犯罪行為として取り扱われるべき行為を把握した際には、法に基づき、警察に相談・通報し、連携して対応する。
- いじめへの対処に当たっては、必要に応じて、学校いじめ対策組織に、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター（警察経験者）等の外部専門家を加えて対応する。（再掲）
- 民間の相談機関との連携については、管理職が窓口となり、個人情報保護に配慮しながら、いじめの早期発見のための貴重な情報と受け止めて適切に対応するとともに、対応の状況や結果について教育委員会に報告する。



# いじめ等に関する相談対応フロー

相談者（児童生徒や保護者等）からのいじめ等に関する相談

※学校の対応状況等を  
相談者に適宜報告

## いじめ・不登校相談窓口 (いじめ防止対策推進部)

- 相談の受理と相談者への助言
- 学校や教育委員会との相談内容の共有について相談者の同意・了承を確認
- ※もしくは、相談者が学校に直接相談できるよう調整

## 関係機関及び団体

- 相談の受理と相談者への助言
- いじめ防止対策推進部、教育委員会・学校との連携の検討

- いじめ・不登校相談窓口や学校・教育委員会に相談するよう相談者に助言
- 相談者の了承を得て、いじめ防止対策推進部や学校・教育委員会に相談内容等を情報提供

## 旭川市いじめ対策会議 (いじめ防止対策推進部、教育委員会)

- 学校への確認内容や支援、指導助言の方針・内容等の検討  
(警察や児童相談所等の他の公的機関や教育委員会内の関係他課等との連携を要する相談内容については別途対応)

## 学 校

### 【相談の受理と情報共有】

- 相談を受けた教員等は、相談者の話を傾聴するとともに、いじめの早期解消等に向けて学校が組織的に対応することを相談者に伝える。
- 相談を受けた教員等→(学級担任等)→いじめ対策推進リーダー→教頭→校長

### 【いじめ対策組織会議の開催】

- 事実確認及び指導方針等の決定
- いじめ認知の判断 → 教育委員会への報告
- 全教職員による共通理解
- 対処プランの作成、役割分担等

- 学校の対応状況の確認と支援や指導助言
  - ・相談者への対応状況
  - ・いじめ対策組織会議の開催状況
  - ・いじめ認知の判断
  - ・いじめ対策組織による対処の状況
- ※いじめが解消されるまで学校への支援や指導助言を継続
- ・再発防止に向けた取組の実施状況

### 【いじめ対策組織による対処】

- いじめを受けた児童生徒及び保護者への支援
- いじめを行った児童生徒及び保護者への指導助言や、周囲の児童生徒への指導
- スクールカウンセラーの派遣要請
- 関係機関への相談(警察、子ども総合相談センター、旭川児童相談所等)
- いじめの解消の判断

- 相談者の了承を得られた場合、関係機関及び団体に学校の対応状況等を情報提供

### 【再発防止に向けた取組】

児童生徒や保護者等からのいじめ等の相談について、市が関係機関及び団体等との連携を行う

※資料②-1に掲載

## 10 重大事態への対処

### (1) 重大事態の発生と緊急対応

学校は、いじめの重大事態が発生した場合、国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」や「重大事態対応マニュアル」に沿って速やかに対処します。

○学校は、重大事態に該当する疑いがある事案を把握した場合、速やかに教育委員会に相談する。特に、いじめ防止対策推進法第28条第1項第2号に該当する重大事態（以下「不登校重大事態」という。）の疑いがある場合、欠席期間が30日に到達する前から教育委員会に報告・相談する。

○学校は、重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会に報告する。教育委員会は市長に報告し、北海道教育委員会を經由して文部科学省に報告する。

○学校は、いじめを受けた児童や保護者に寄り添う担当者を配置し、支援等に取り組む。市から派遣された緊急支援チームと協力し、いじめ問題に対処する。

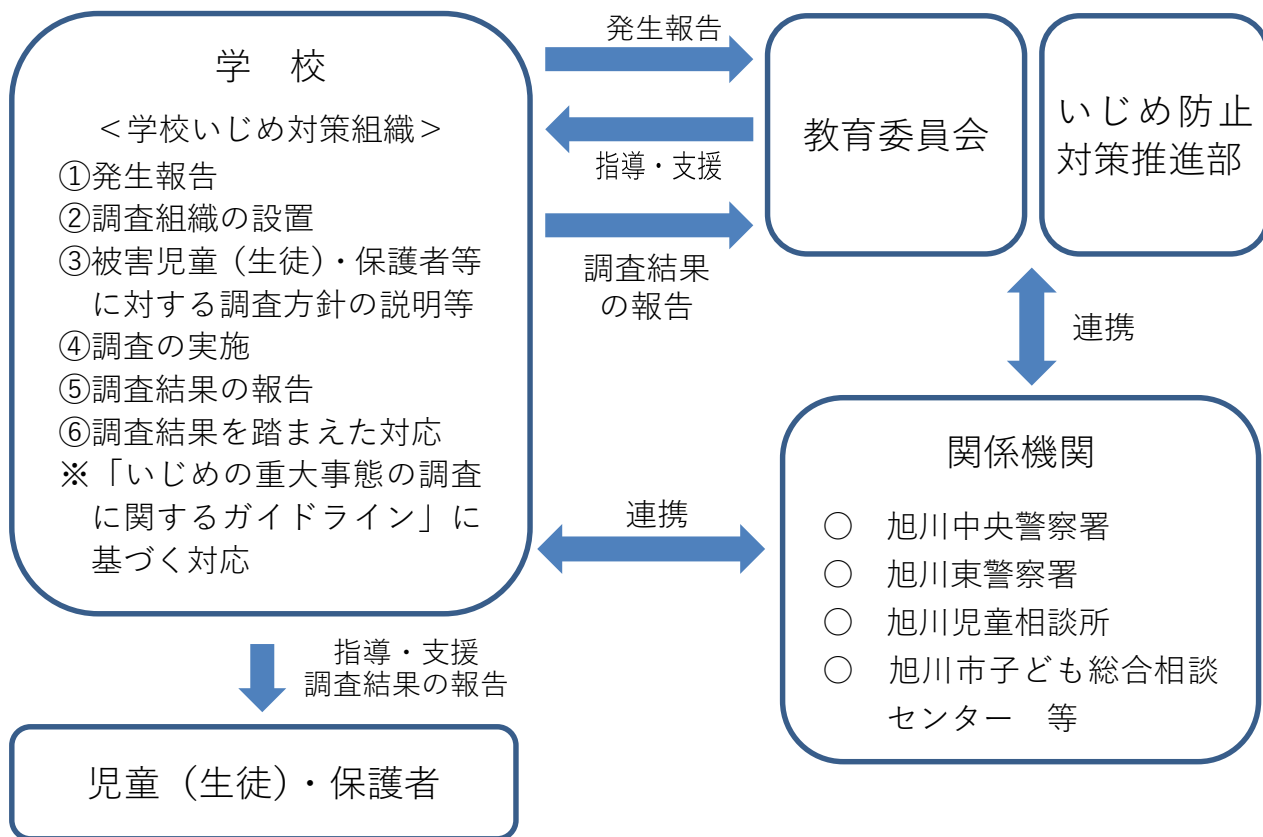
### (2) 学校による調査

○教育委員会が、学校を調査の主体とすると判断した場合、既存の学校いじめ対策組織に当該重大事態の性質に応じた適切な専門家を加えた組織において、調査等を実施する。

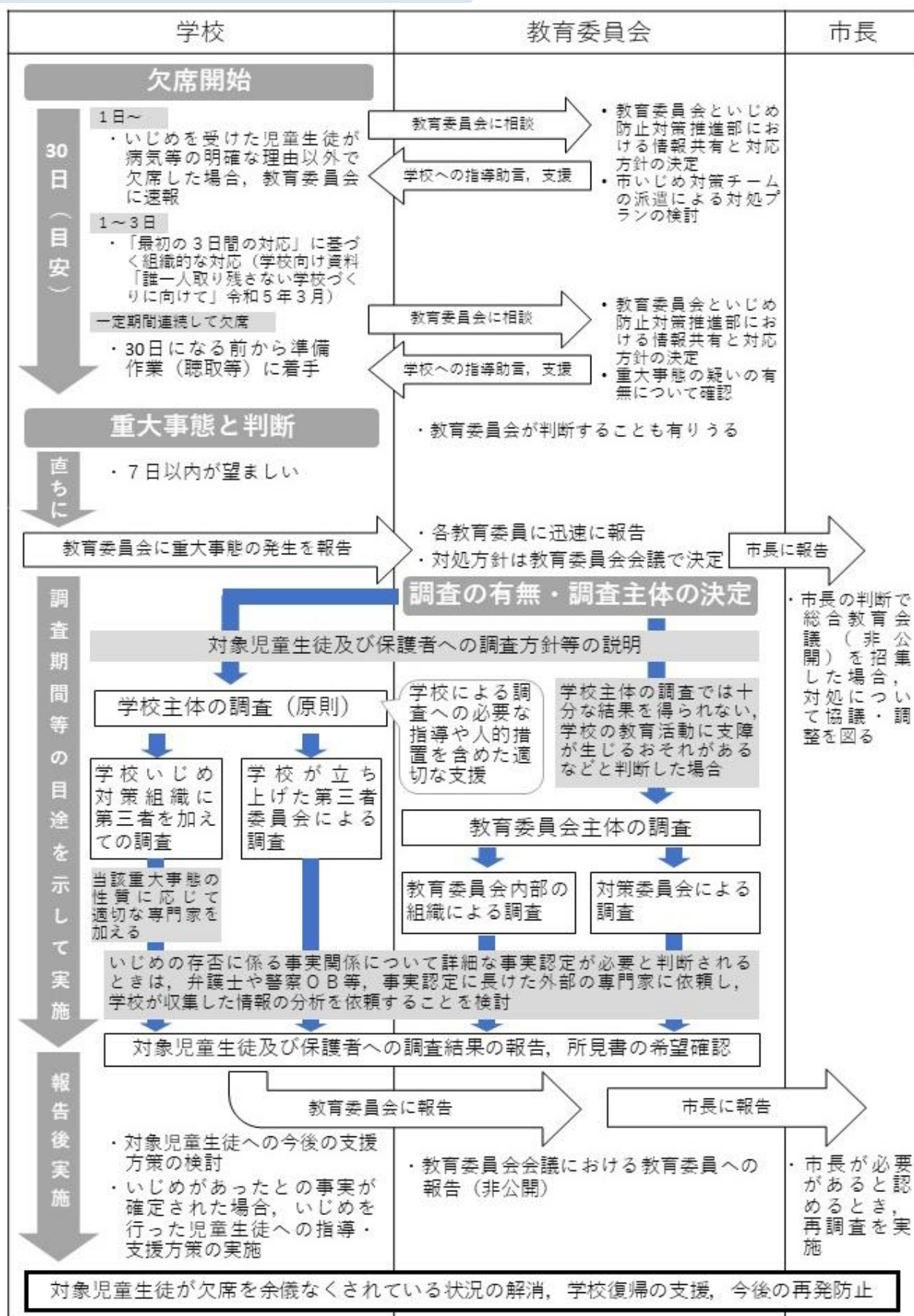
○重大事態に至る要因となったいじめについて、事実関係を可能な限り明確にする。

○調査の進捗状況等及び調査結果は、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、適時、適切な方法で情報を提供する。

### 学校が調査主体の場合



### (3) 不登校重大事態に係る対応



## 11 学校いじめ防止基本方針の見直しと公表

学校は、教育委員会が作成する学校いじめ防止基本方針等の改定や、本校のいじめ防止等の取組状況を踏まえて、毎年度、学校いじめ防止基本方針の点検・見直しを図ります。

- 「学校いじめ対策組織」を中心に、PDCA サイクルにより、学校の実情に即して適切に機能しているかどうかを点検し、必要に応じて見直す。
- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況について、児童や保護者を対象に実施する学校評価の評価項目に位置付けるとともに、評価結果を踏まえ、いじめの防止等のための取組の改善を図る。
- 学校いじめ防止基本方針を学校ホームページに掲載するなどして公表するとともに学校便り等を活用し、周知を図る。
- 入学式や参観日等の様々な機会を活用して、学校いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等のための対策について説明し、保護者の理解と協力を求める。

## 12 学校いじめ防止プログラム

	4月	5月	6月（強調月間）
教職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校いじめ対策組織会議                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校いじめ防止基本方針の策定</li> <li>・生徒、保護者への説明内容</li> <li>・学校ホームページ等での公開</li> <li>・組織の役割、事案への対処マニュアル等の確認・共通理解</li> </ul> </li> <li>○校内研修                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本方針の内容の共通理解</li> </ul> </li> <li>○学校ネットパトロール                             <ul style="list-style-type: none"> <li>※通年で実施する</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校いじめ対策組織会議                             <ul style="list-style-type: none"> <li>※いじめに関わる相談や報告があった場合は、いじめ対策チームを中心に随時開催し、認知の判断や対処プランを検討し、実施する。</li> </ul> </li> <li>○市主催「いじめ防止対策研修会」への参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校いじめ対策組織会議                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート、教育相談の結果を情報共有、対処の検討</li> </ul> </li> <li>○校内研修                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止対策研修会参加者からの還流報告など</li> </ul> </li> <li>○教育相談</li> </ul>
児童	<ul style="list-style-type: none"> <li>○相談窓口の理解                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・スクールカウンセラー、子どもホットライン、子ども相談支援センターなど</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○基本方針（児童版）策定                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・各学級での検討、周知</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ストレスチェック①</li> <li>○いじめアンケート調査①</li> <li>○児童が主体となった未然防止の取組</li> </ul>
家庭・地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保護者懇談会                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本方針の説明</li> <li>・インターネット上のいじめ防止等に関わる協力要請</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○基本方針のHP公開</li> </ul>	

	7月	8月	9月
教職員	<p>○学校いじめ対策組織会議 ※いじめに関わる相談や報告があった場合は、いじめ対策チームを中心に随時開催し、認知の判断や対処プランを検討し、実施する。</p>	<p>○学校いじめ対策組織会議 ※いじめに関わる相談や報告があった場合は、いじめ対策チームを中心に随時開催し、認知の判断や対処プランを検討し、実施する。</p> <p>○市主催「生徒指導研究協議会」への参加</p>	<p>○学校いじめ対策組織会議 ※いじめに関わる相談や報告があった場合は、いじめ対策チームを中心に随時開催し、認知の判断や対処プランを検討し、実施する。</p> <p>○校内研修 ・生徒指導研究協議会参加者からの還流報告など</p>
児童	<p>○生活・学習Actサミットとの連携</p> <p>○相談窓口の理解 ・スクールカウンセラー、子どもホットライン、子ども相談支援センターなど</p>	<p>○生活・学習Actサミットを受けた取組の実施</p>	
家庭・地域	<p>○保護者懇談会 ・1学期のいじめ防止等の取組状況 ・夏季休業中の生活</p>	<p>○市主催「生徒指導研究協議会」への参加</p>	

	10月（強調月間）	11月	12月
教職員	<p>○学校いじめ対策組織会議 ※いじめに関わる相談や報告があった場合は、いじめ対策チームを中心に随時開催し、認知の判断や対処プランを検討し、実施する。</p> <p>○校内研修 ・「生命（いのち）の安全教育」の授業の実施について</p>	<p>○学校いじめ対策組織会議 ・アンケート、教育相談の結果を情報共有、対処の検討</p> <p>○教育相談</p>	<p>○学校いじめ対策組織会議 ※いじめに関わる相談や報告があった場合は、いじめ対策チームを中心に随時開催し、認知の判断や対処プランを検討し、実施する。</p>
児童	<p>○児童が主体となった未然防止の取組</p> <p>○「生命（いのち）の安全教育」の授業</p>	<p>○ストレスチェック②</p> <p>○いじめアンケート調査②</p> <p>○「旭川市いじめ防止対策推進条例」に関する学習</p>	<p>○相談窓口の理解 ・スクールカウンセラー、子どもホットライン、子ども相談支援センターなど</p>
家庭・地域			<p>○保護者懇談会 ・2学期のいじめ防止等の取組状況 ・冬季休業中の生活</p>

	1月	2月	3月
教職員	<p>○学校いじめ対策組織会議 ※いじめに関わる相談や報告があった場合は、いじめ対策チームを中心に随時開催し、認知の判断や対処プランを検討し、実施する。</p>	<p>○学校いじめ対策組織会議 ・アンケート、教育相談の結果を情報共有、対処の検討 ・いじめ事案への対応状況の情報共有等</p> <p>○市主催「いじめ防止対策研修会」への参加</p> <p>○教育相談</p>	<p>○学校いじめ対策組織会議 ・1年間のいじめ防止の取組や対処等の状況、指標等の検証 ・新年度に向けた指導や配慮が必要な状況等の確認 ・いじめ事案への対応状況の情報共有等</p> <p>○校内研修 ・いじめ防止対策研修会参加者からの還流報告</p>
児童		<p>○ストレスチェック③</p> <p>○いじめアンケート調査③</p> <p>○外部講師（警察）による、スマホ安全教室</p>	<p>○相談窓口の理解 ・スクールカウンセラー、子どもホットライン、子ども相談支援センターなど</p>
家庭・地域		<p>○外部講師（警察）による、スマホ安全教室への参加</p> <p>○学校運営協議会、保護者懇談会による協議 ・学校の取組等の評価</p>	